

文化・教育部会「安心して子育てできる神奈川区」

1. テーマ決定の経緯について

「保育園がいっぱいで子どもを預けることができず仕事に出られない。」との声を聞いたという部会員からの発言からテーマが浮上し、これに伴い、テーマの主題を「安心して子育てできる神奈川区」と決定しました。

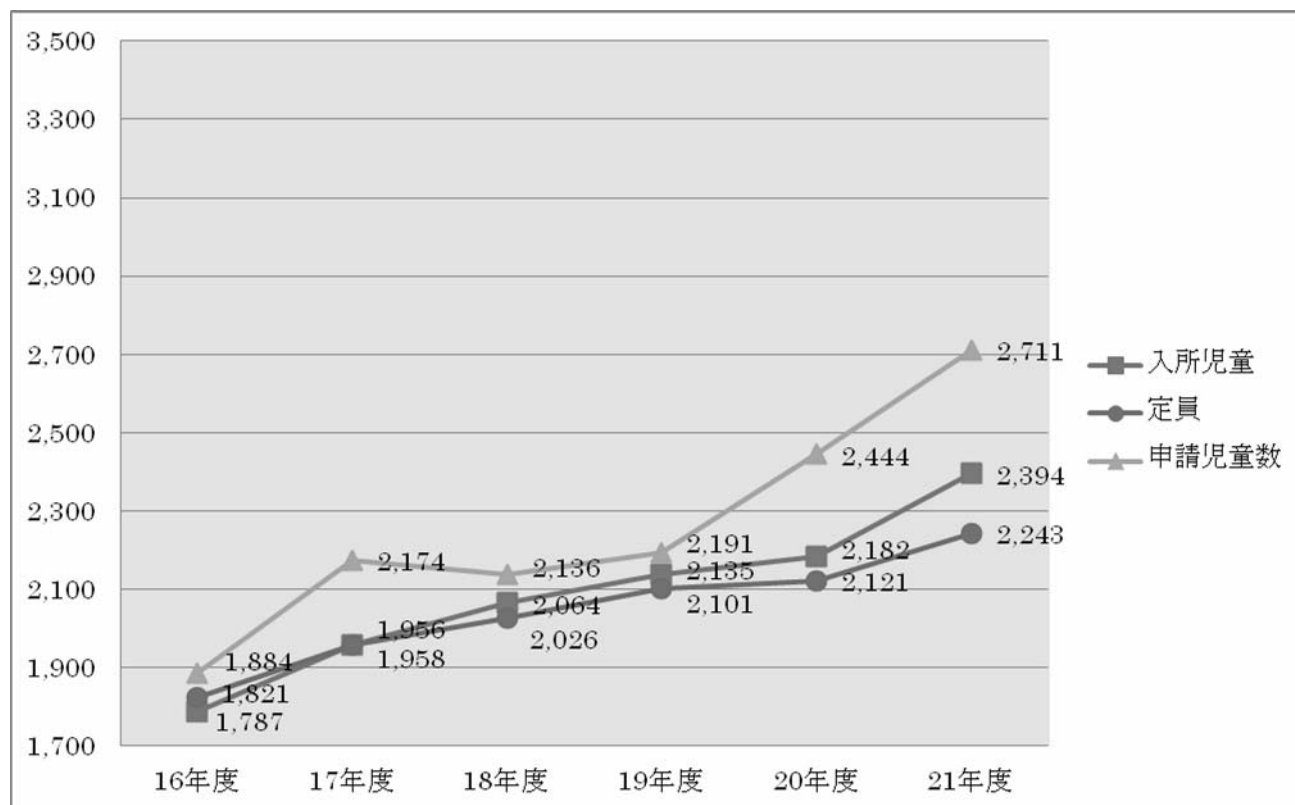
2. 現状の把握

まずは現状の把握に努め、各種の統計資料の収集・検討を行いました。その結果、横浜市は、平成 17、18 年度に保育施設を増設し、待機児童が大幅に少なくなりましたが、その後は増加傾向にあることがわかりました(グラフ 1 参照)。私達が活動を始めた直後、平成 21 年 3 月ごろから待機児童の問題が各方面で話題となり、横浜市は待機児童数が全国で 3 位以内に入り(平成 21 年 4 月現在 1,290 名)、神奈川区は横浜市の中でも 3 位以内(100 名)となっている状態でした。これは、神奈川区では近年、海岸線の埋め立て地はもとより、西部の菅田・羽沢地区に至るまでマンションの建設が続いており、そこに若い世代の家庭の転入が多く、乳幼児の人口も増加傾向にあるからと考えられます。

グラフ 1

神奈川区の保育所

各年4月1日現在



区内の保育施設は平成 21 年度では、認可保育所 24 箇所（公立 5 箇所、私立 19 箇所）、認可外保育所 19 箇所（横浜保育室 8 箇所、家庭保育福祉員 3 箇所《平成 22 年度は 2 箇所》、届出済認可外保育室 8 箇所）がありますが、まだまだ不足していました。

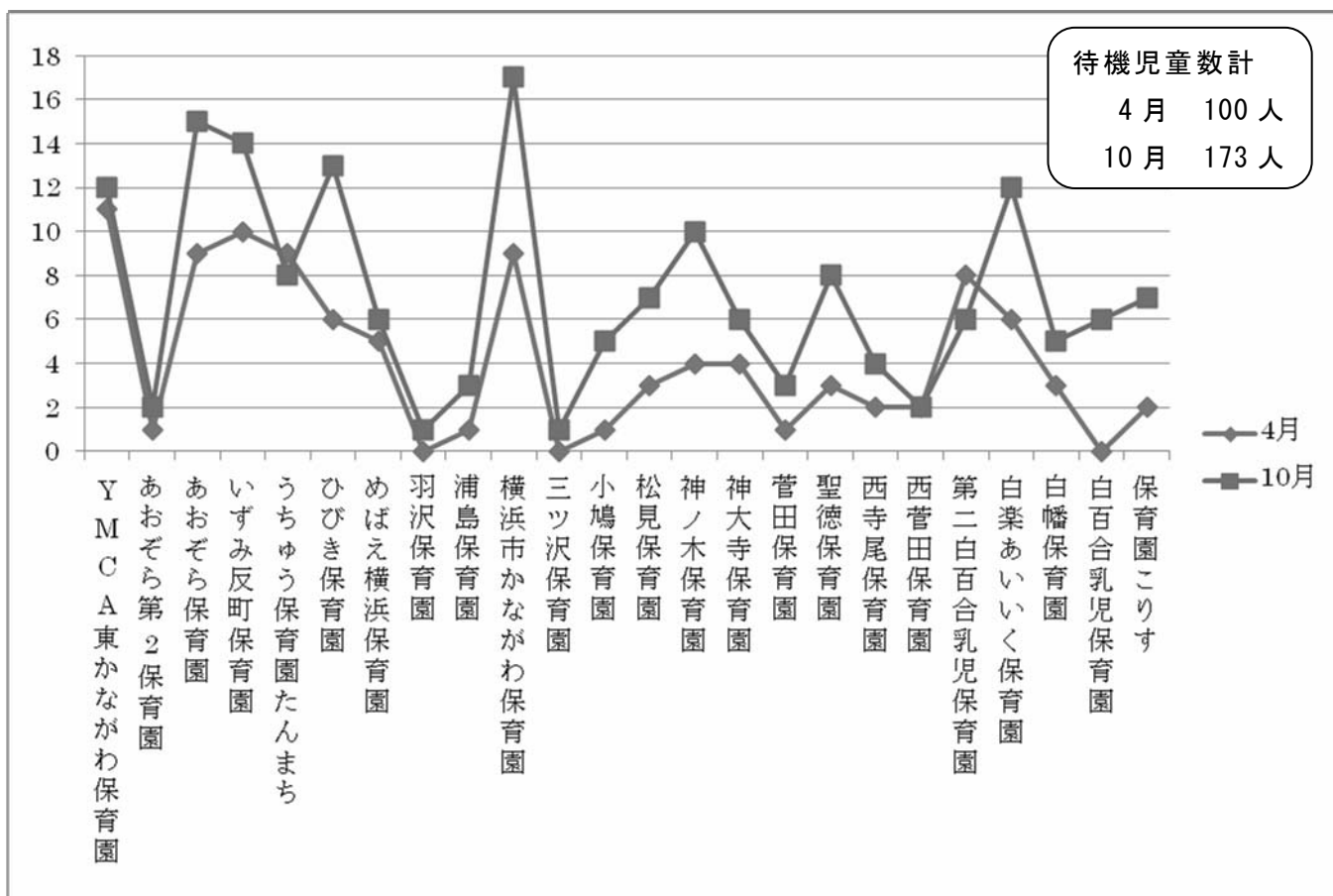
平成 21 年 4 月及び 10 月時点での神奈川区の保育園別待機児童状況の集計を見ることにより、どの地域に待機児童が多いかを把握できました（グラフ 2 参照）。

これを受けて、待機児童が少なくなるように、そして産後から安心して乳幼児を預けることができるような体制作りに関して、提言していくことを目標として活動をすすめることとしました。

グラフ 2

神奈川区第一希望保育所に対する待機児童数

（平成 21 年度 4 月時点と 10 月時点の比較）



3. 部会活動報告

(1) 保育所の種類と入園基準の調査

保育所とは何なのか、幼稚園との違いは、定員数は（図1参照）、等の疑問点に関し、インターネットや行政の発行機関紙等で調査し取りまとめました。

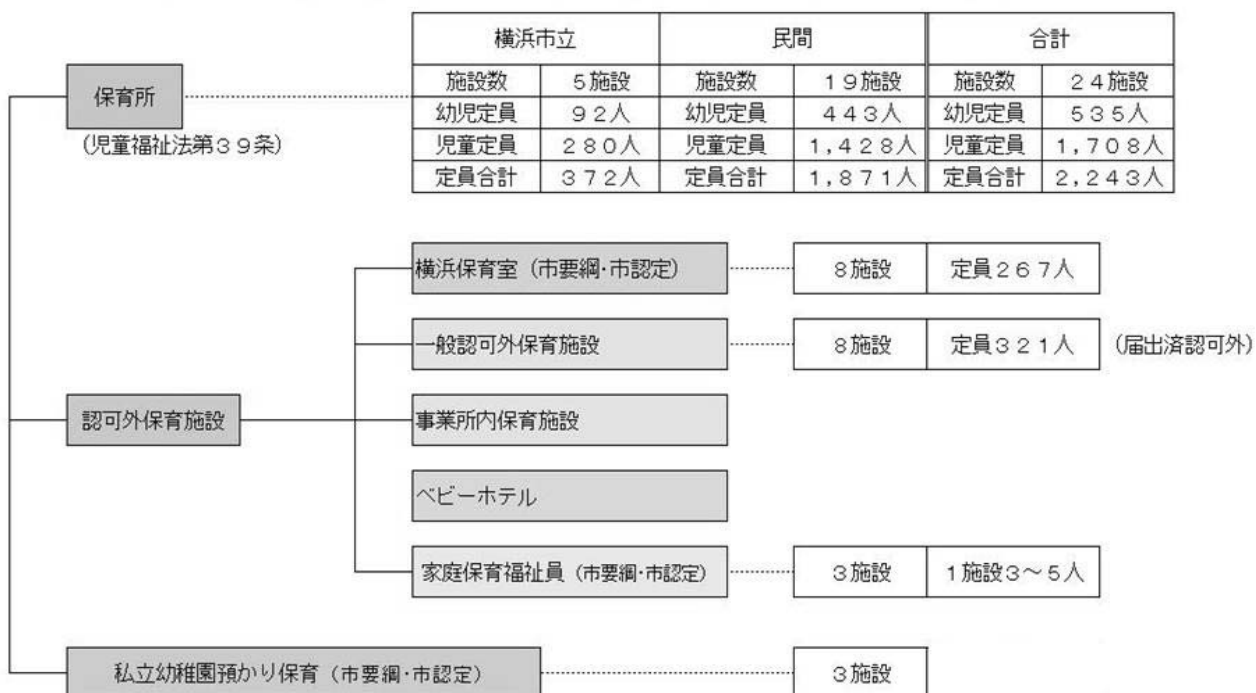
保育所とは、児童福祉法第39条に則り運営され、日々保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設で管轄は厚生労働省となります。幼稚園は、学校教育法第80条に則り運営され、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする施設で管轄は文部科学省となります。

保育所は、認可保育所と認可外保育所に分かれます。認可保育所とは一般に言われている保育園を指します。入園児の各家庭の収入に応じ、補助金額と保育料が決まります。但し、入園の選考基準では、65歳未満の祖父母が同居していなく、1日8時間以上、月20日以上勤務の方がAランクで最優先となります。これからアルバイトやパートを始めようとする方には不利な条件となっています。

認可外保育所では、横浜市独自の要綱により市認定で補助金制度のある横浜保育室と家庭保育福祉員があります。

その他に、市認定がなく、補助金もない一般認可外保育所（私立）、事業所内保育所、ベビーホテル等があります（図1参照）。

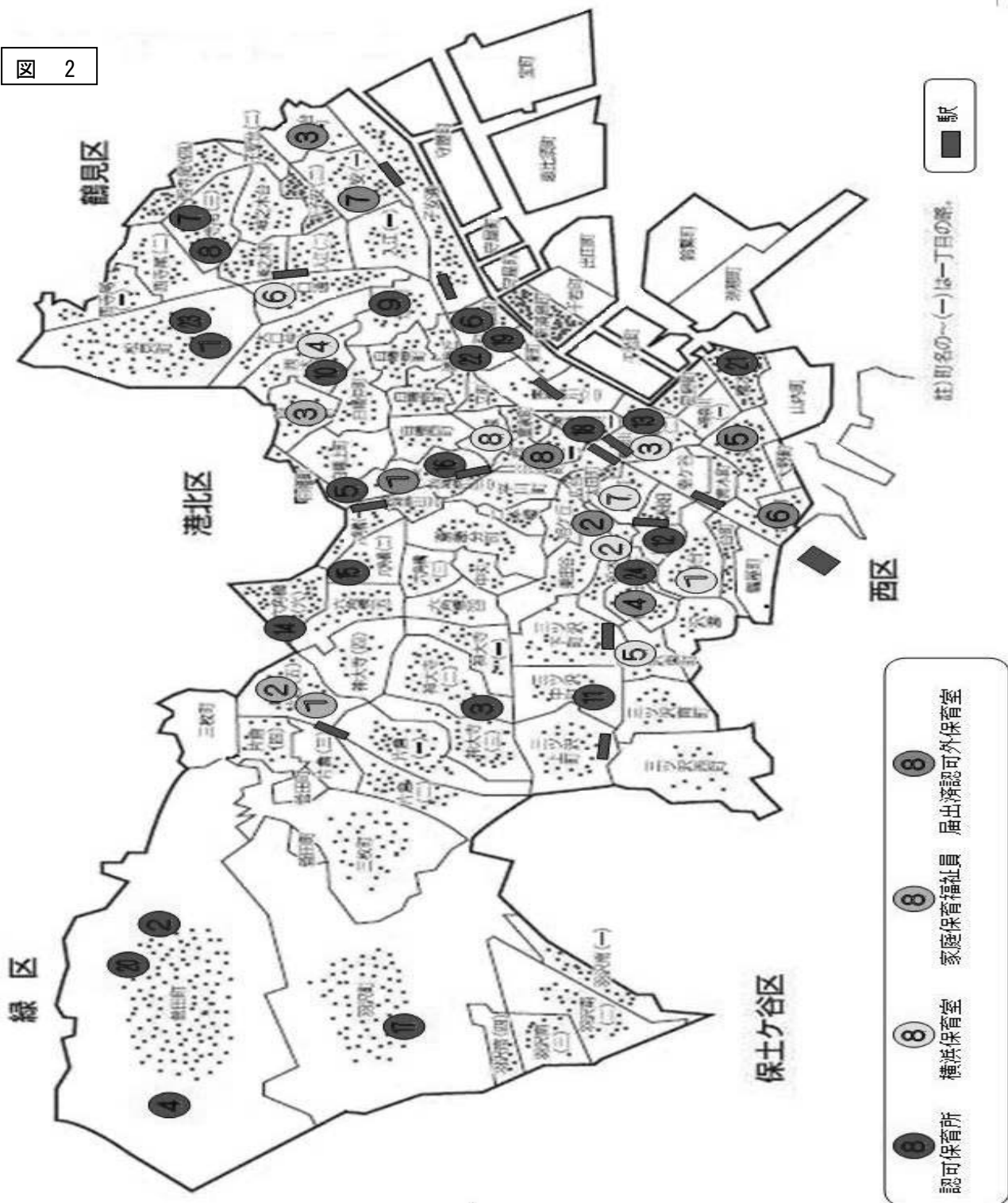
図 1 横浜市における保育施設の種類と神奈川区の定数



(2) 区内の保育施設と幼児人口

区内にどの種類の保育所がどこに幾つあるのか、周囲の幼児人口はどうかを確認するため、区内の地図に種類別に表示して、町内別に区分けし、その中に1～5歳までの対象人口を表示して、保育園と周囲状況が明確になるような地図を作成しました。その地図により幹線道路沿いや駅周辺に保育施設が集まっていることが分かりました。反対に、幼児人口が増加している地域に保育施設がないなど問題点も浮上してきました(図2参照)。対象乳幼児人口が多い六角橋地域は神奈川大学が多くの占有地を占め、また、新興地区の栄町ではマンション群で余分な空き地がなく、施設建設のための用地がないと考えられます。

図 2



(3) 保育所の訪問

実際の保育所を知るために、区役所福祉保健センターを通じて紹介していただき、日程を分けて班を構成し、7・8月にかけて6箇所保育所を訪問しました。訪問前に、各施設へは共通の質問事項を送り、各園長先生に質問したりお話を聞いたりして、現場の入園状況や特徴・問題点、さらに訪問者の感想を記入したレポートを各班で部会に提出しました。レポートに基づき、各班が質問事項の回答と訪問に関する感想を公表し、比較表を作成し、認可・認可外の違いを把握しました。

この訪問活動により、保育園が身近に感じられ委員の意見も活性化してきました。

(4) 区役所担当係へ保育所に関する質問事項

部会で独自に収集したデータでは不明瞭な事柄が取り残されていたため、区役所保育担当へ、待機児童の定義、法的な設置基準、保育士の配置基準、横浜市独自の設置基準等を質問しご回答いただきました。これにより、横浜市の待機児童への取り組みや、市独自の規制等について把握できました。

神奈川区の中で特に待機児童が多いのは、東神奈川、反町、六角橋の3地域であるとの情報も入手できました。

保育園の法的設置基準については、保育室または遊戯室の設置について、0歳児・1歳児は人員×2.475㎡、2歳児以上は人員×1.98㎡を必要とします。さらに、満2歳に満たない幼児一人につき1.65㎡以上の乳児室と3.30㎡以上のほふく室、および医務室が必要であり、0歳児の場合は調乳室と沐浴室が必要となります。2歳以上の場合は、児童数×3.30㎡以上の園庭等屋外遊戯場が必要ですが、屋上を使用できるか、公園が隣接している場合はこれに代えることができます。また、調理室を完備している必要もあります。

認可保育所とは、これら国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設です。認可外の保育施設は、園庭の広さなど様々な設置基準の関係で、国の認可を受けていない保育施設のことです。

横浜市独自に設けた基準を満たしており、市が認定し助成している認可外保育施設を「横浜保育室」と呼んでおり、3歳未満の児童を助成対象としています。3歳未満の児童4人に1人保育士を配置しています。現在横浜市全域で128箇所、神奈川区で8箇所あります。

保育士は国の配置基準により、0歳児は児童3、1～2歳児は児童6、3歳児は児童20、4～5歳児は児童30、それぞれに対し保育士1が配置と定められて

います。

4. 提言への取りまとめ

(1) 行政の動向

保育園の待機児童は厚生労働省の調査により平成 22 年 3 月現在、全国では約 61,000 名余り、横浜市では 2,200 名余りとなっており都市部では重大な問題となっています。これは少子化問題さらに日本国の将来に大きく関連する事柄です。

①横浜市では多くの予算を使い、平成 21 年 10 月 14 日には新市長が「子育て支援」に取り組むプロジェクトチームを 15 名体制で発足させ、神奈川区新区長も最優先課題として取り組んでいます。

②平成 22 年 4 月には区内の京急線神奈川駅近くに保育施設 1 箇所（定員 90 名）が新設されました。

この様に行政側でも細かく地域に目を配り、施設増設のための努力を行っています。

(2) 提言への思考

部会では、国政や横浜市の取り組みと実績を考慮して、何十人も入園できる大きな保育所をどこかに建てるのではなく、少ない費用で小回りが利き、建てやすく運用のしやすい保育所ができないかと、ソフト面を考えることとしました。

①家庭保育福祉員の活用を優先的に考える。

②家庭保育福祉員の増員と必要資格の改善について考える。

③家庭保育福祉員制度は少人数の乳幼児を預かり、それにより運営ができていたので、乳幼児の増減に対応して設置場所が容易に移動できないかを考える。

④密室での問題や家庭保育福祉員の労働条件など、諸々の問題点の改善について考える。（例：認可保育園や横浜保育室などのグループに加わるなど）

⑤保護者の通勤等を考慮して、駅周辺の空き店舗、家屋や既存の設備を利用して開設場所を考える。

⑥入園数は 5～6 名程度の収容面積で考える。（設備費が安価であり、入園児の増減に対して移転しやすい。）

⑦設置箇所周辺の入園希望者を優先とする。

5. 提言内容

家庭保育福祉員増員のために、以下を提言します。

(1) 集合住宅、民家、空き店舗を利用する。

- ①集合住宅は駅周辺には多く、少人数であれば使用しやすく、建設費を軽減できます。
- ②民家では高齢者の夫婦がマンションへ移り住む傾向にあり、これを利用します。
- ③空き店舗の利用は、地域の方には利便性が高いと思われます。
- ④これらの内装設備費は建設費に比べると大幅に軽減できます。
- ⑤保護者の通勤に便利な場所に設置するため、入園幼児の移動・増減により施設も動かすことが容易です。

(2) 家庭保育福祉員の資格の改善

- ①区内で家庭保育福祉員は 2 名しかいないため、早急な増員と仕事に対してよりプライドや意欲を持てるような制度が必要と考えます。
- ②横浜市では保育士か看護師の資格取得者でなければなりません。子育て経験のある一定年齢以上の保護者を一定期間、また、定期的な講習教育により資格を与えます。
- ③②と同様条件で幼稚園・小学校教員経験者も同様とします。
- ④複数の家庭保育福祉員で構成することにより、労働条件、責任問題、諸事務や行事が軽減でき、応募者が増えることが見込まれます。
- ⑤複数人の家庭保育福祉員と補助員（実施保育所が雇用し、所要の研修を受講した者。家庭保育福祉員の指示を受けて保育に従事する。）により密室での事故防止ができます。

(3) 家庭保育福祉員施設の分室化

- ①経営基盤を固めるため認可保育所・横浜保育室の民間経営者に運営させます。
- ②①により、保育士に変動があった場合に本園（保育園）からのバックアップができ、事務処理、検診、行事等が同時にでき、煩雑となりません。
- ③①により、定期的に本園（保育園）から巡察指導を行うことができ、諸問題の処理と事故防止が望めます。
- ④民家周辺では、気軽さから周辺からの入園希望者が多く望めます。

6. 終わりに

本件の提言を取りまとめた後に、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛に発せられた「家庭保育事業の実施について」の通達文とガイドラインがあることを知りました（以下に抜粋あり）。内容は、私達の提言内容とほぼ近いものであり、驚きと喜びを感じました。本文中に条件が揃えば、国庫補助金の交付があることが記載されています。大阪市、名古屋市、東京都世田谷区をはじめ各都市で実施しているとの報道もありました。横浜市でもこの制度の導入を検討していただきたいと切に願います。

参考：厚生労働省雇用均等・児童家庭局発行家庭的保育事業ガイドライン抜粋

第6 家庭的保育者等について

1 家庭的保育者等の要件

(1) 家庭的保育者

ア 定義

家庭的保育者として市町村長の認定を受け家庭的保育を行う者

イ 要件

家庭的保育者は、次に掲げる要件に該当する者

・次のいずれかに該当する者であって、市町村長が行う研修（以下「基礎研修」という。）を修了した者

一 保育士

二 看護師、幼稚園教諭、その他の者が研修（以下「認定研修」という。）を修了し、市町村長が家庭的保育者として適当と認める者

ただし、平成 21 年度に家庭的保育を実施していた者（補助者を除く）に必要な研修については、平成 22 年 3 月 31 日までに受講した研修をもって充てることにより、家庭的保育者とすることを可能とする。なお、その場合であっても平成 23 年度末までに本ガイドラインに基づく研修を受講すること。

ウ 留意事項

・市町村は、認定研修により家庭的保育者として認定する際は、研修における試験、レポートの提出、実習施設での評価等適切な方法により評価を行い、認定すること。